

中之島ゲート川口周辺エリア水辺活性化協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、中之島ゲート川口周辺エリア水辺活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 安治川左岸に位置する中之島ゲート（大阪市西区川口）周辺エリア（以下、「周辺エリア」という。）における河川空間の特性を活用し、当該エリアにふさわしい都市空間を創造するとともに、当該地域の活性化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次の業務を所掌する。

- (1) 周辺エリアにおける地域活性化に関すること。
- (2) 周辺エリアにおける河川空間活用実現のための地域合意に向けた協議、調整に関すること。
- (3) 周辺エリアにおける河川空間活用の意見聴取に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、別表 1 に掲げる職にあるものを委員として組織し、委員の中から互選により座長を選出する。

2 座長は、協議会を代表する。

3 委員に欠員が生じた場合は、当該委員の所属組織における役職の後任者をもって充てる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、必要に応じて開催する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議決は、会議に出席する委員の総意を原則とする。

4 やむを得ない理由により協議会の会議に出席できない委員は、書面をもって表決に加わることができる。

5 第 4 項の場合における、第 3 項の適用については、会議に出席したものとみなす。

6 緊急の意見があると認めるときは、書面その他の方法により委員の意見を求めることで、協議会の決議に代えることができる。この場合、第 2 項及び第 3 項の規定は、これを準用する。

(事務局)

第 6 条 協議会の職務遂行に必要な事務を処理するため、別表 2 のとおり、事務局を置く。

(その他)

第 7 条 この規約に定めのない事項については、必要に応じ別途協議する。

附 則

この規約は、令和 3 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年12月5日から施行する。

別表1

中之島ゲート川口周辺エリア水辺活性化協議会 委員名簿

委員	西区本田連合振興町会 会長	座長
委員	西区本田連合振興町会 前会長	
委員	西区本田連合振興町会 女性部長	
委員	西区本田連合振興町会 川口東町会長	
委員	西区本田連合振興町会 川口西町会会長	
委員	西区本田連合振興町会 川口南町会副会長	
委員	大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課長	
委員	大阪市 経済戦略局 観光部 観光課 水辺魅力担当課長	

別表2

事務局

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課（事業の説明に関すること）

大阪市 経済戦略局 観光部 観光課 水辺魅力担当（協議会開催の調整に関すること）

大阪市 西区役所 総務課 事業調整担当（地域との連絡調整に関すること）